

平成30年9月6日

養老町議会議長 大橋 三男

青山貞一議員への養老町議会議員政治倫理審査請求事案についての結果報告

審査の経緯

平成30年6月21日に開催された議会改革特別委員会協議会での青山議員の発言及び行動について、養老町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の政治倫理基準に違反するとして、平成30年7月30日付けで、議員4名（議会改革特別委員2名）の連署をもって、当該違反行為の存否についての審査請求が議長宛に提出された。

議長は、審査請求を受けて、平成30年8月6日に「養老町議会議員政治倫理審査会」を設置し、審査会委員を8名指名するとともに、当該審査請求に係る事案の審査を審査会に付託した。

審査会日程

及び

審査結果

審査会 開催日 平成30年8月6日
・審査会委員長、副委員長の選任について

開催日 平成30年8月10日
・関係議員の弁明
・違反行為の存否表決について

開催日 平成30年8月29日
・審査結果の報告内容について

平成30年9月5日、議長に対して政治倫理基準に違反しているとの結論に至り、下記の措置が適当との審査結果報告書が提出された。

審査会が求める措置

- ・総務民生委員会委員長及び南濃衛生施設利用事務組合議会議長の役職辞任勧告
- ・戒告相当の処分及び議場での厳重注意
- ・議場での謝罪要求

※各委員意見を基に過半数を得た措置を採択

審査結果の措置

報告書を受け、議長は、次の措置を講じることに決定した。

- ・総務民生委員会委員長の役職辞任勧告
- ・議場での厳重注意
- ・議場での謝罪要求